

社会福祉法人南会津町社会福祉協議会
地区福祉活動支援交付金事業交付要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人南会津町社会福祉協議会は、各集落における福祉活動を支援するため、地区福祉活動支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付対象団体は、区長を設置している集落又は区長を設置している集落単位で設置する「地区協議会」（以下「集落等」という。）とする。

(交付金額)

第3条 集落等に交付する金額は、全集落平等の割合に算定する一般交付及び各集落の世帯に応じて算定する付加交付とし、次表のとおりとする。

地区区分	交付金額		
集落単位 ※合併して申請する集落等は、設置する区長単位で交付金額を算定する。	一般交付	前年度会費の15%	
	付加交付	20世帯未満	5,000円
		20～39世帯	4,000円
		40～59世帯	3,000円
		60～79世帯	2,000円
		80～99世帯	1,000円
100世帯以上	0円		

(交付要件事業)

第4条 集落等は、交付要件として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) ふれあいサロン事業もしくは世代間交流事業（年2回以上）
- (2) 高齢者世帯等の見守り訪問活動（年3回以上）

(活動期間)

第5条 活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までとする。

(交付申請及び請求)

第6条 交付金の交付を受けようとする集落等は、地区福祉活動支援交付金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び事業計画書（様式第1号の2）に必要事項を記載し、会長に提出するものとする。

(交付決定及び交付)

第7条 会長は、前条の規定により提出された申請書兼請求書を審査し、交付金の交付について決定したときは、地区福祉活動支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、すみやかに交付するものとする。

(実績報告書)

第8条 活動期間終了後、2か月以内に実績報告書（様式第3号）及び事業報告書（様式第3号の2）並びに決算書及び実績に係る関係

書類等を提出するものとする。なお、この際の決算書は、交付金が収入として記載され、集落等で承認を受けている決算書であれば様式は問わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。